

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十七の二（略） 十八（略） イ（略） ロ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u> ハ（略） 十九 二十二の二（略） 二十三（略） イ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u> ロ ホ（略） 二十三の二 三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二（略）	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十七の二（略） 十八（略） イ（略） ロ（略） 十九 二十二の二（略） 二十三（略） イ 二（略） 二十三の二 三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二（略）

2	(略)	三十三 百九 (略)	(144) { (170) (略)	リブロール) 及びこれを含有する製剤	「一H一ピラゾール一五一カルボキサミド (別名シアントラニ	四一シアノ一ニ一メチル一六一 (メチルカルバモイル) フェニル	(143) 三ープロモ一ー (三ークロロピリジン一ニール) 一Nー	(1) { (142) (略)	三十二 (略)
2	(略)	三十三 百九 (略)	(143) { (169) (略)					(1) { (142) (略)	三十二 (略)